

## 子育てのための施設等利用給付県費負担金交付要綱

制 定 令和2年 1月 7日

一部改正 令和3年 2月22日

一部改正 令和5年10月 3日

### (交付の目的)

第1条 子育てのための施設等利用給付県費負担金（以下「負担金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第67条第2項の規定に基づき、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

2 前項の負担金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この負担金は、市町村が行う次の区分ごとの子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項に基づく施設等利用費の支給に要する費用を交付の対象とする。

- (1) 認定こども園（法第7条第10項第1号に規定するものに限り、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）
- (2) 幼稚園（法第7条第10項第2号に規定するものに限り、国（国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）
- (3) 特別支援学校（法第7条第10項第3号に規定するものに限り、国（国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。以下同じ。）
- (4) 認可外保育施設（法第7条第10項第4号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (5) 預かり保育事業（法第7条第10項第5号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (6) 一時預かり事業（法第7条第10項第6号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (7) 病児保育事業（法第7条第10項第7号に規定するものに限る。以下同じ。）
- (8) 子育て援助活動支援事業（法第7条第10項第8号に規定するものに限る。以下同じ。）

### (交付額の算定方法)

第3条 この負担金の交付額は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第15条の6で定める額に基づき、第2条の各号に掲げる区分ごとに算出された合計額の4分の1とする。

（交付の条件）

第4条 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業の執行が困難となった場合には速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- （3）負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかななければならない。

（申請手続）

第5条 規則第4条第1項の申請は、様式第1号によるものとし、知事が別に定める日までに提出するものとする。

- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとする。

（変更交付申請）

第6条 この負担金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、様式第2号による変更交付申請書を知事が別に定める日までに提出するものとする。

（交付決定）

第7条 知事は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 規則第7条の交付決定通知書の様式は様式第3号、前項の決定の変更に係る通知書の様式は様式第4号のとおりとする。

- 3 市町村長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（負担金の概算払）

第8条 知事は、負担金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

第9条 市町村長は、翌年度の6月末日（第4条第1号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月を経過した日）までに様式第5号による報告書を知事に提出するものとする。

（額の確定）

第10条 知事は、関東信越厚生局長が行う子育てのための施設等利用給付交付金の交付額の確定後、速やかに市町村に対し、負担金の確定を行うものとする。

2 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

（負担金の返還）

第11条 知事は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

（事業実績報告の訂正）

第12条 知事が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。

（1）市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、様式第7号による報告書を速やかに知事に提出するものとする。

（2）実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、第9条に定めるところに準じて行うものとする。

（その他）

第13条 市町村長は、特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるほか、負担金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月7日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

様式第1号

令和 第 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金交付申請書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第4号及び第5号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第67条第2項の規定による県費負担金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金所要額調書（様式第1号の付表）
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (3) その他参考となる書類

担当課  
担当者職氏名  
電話  
Eメール

(様式第1号の付表)

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金所要額調査書

市町村名

(単位:円)

区分	国庫交付金				備考	
	①事業総額	②国庫負担対象外事業	③施設等利用費負担対象額(①-②)	④同左に対する要交付金額(③×1/2)		
国立以外	1	認定こども園				
	2	幼稚園				
	3	特別支援学校				
	4	認可外保育施設				
	5	預かり保育事業				
	(1)	私学助成				
	(2)	一時預かり保育(幼稚園型Ⅰ)				
	(3)	幼稚園長時間預かり				
	(4)	自主事業(公立幼稚園預かり保育)				
		自主事業(公立幼稚園預かり保育を除く)				
	6	一時預かり事業				
	7	病児保育事業				
8	子育て援助活動支援事業					
	合計					

県費負担金	
⑤③施設等利用費負担対象額に対する要県費負担金額(③×1/4)	年間延べ人数(人)

※①事業総額、②国庫負担対象外事業及び③施設等利用費負担対象額は、それぞれの施設、事業分類ごとに算出すること。  
※合計額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。なお、④要交付金額及び⑤要県費負担金額は、合計額に合うようそれぞれの施設、事業分類ごとに端数調整すること。

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金変更交付申請書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第4号及び第5号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第67条第2項の規定による県費負担金については、令和 年 月 日付け第 号により提出し、令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加（減額）交付申請額 金 円

(単位：円)

変更後県費負担金所要額	既交付決定額	差引所要額

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金変更所要額調書（様式第2号の附表）
- (2) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (3) その他参考となる書類

担当課  
担当者職氏名  
電話  
Eメール

(様式第2号の附表)

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金変更所要額調書

市町村名

(単位:円)

区分	国庫交付金					
	変更後国庫交付金所要額				⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④-⑤)
	①事業総額	②国庫負担対象外事業	③施設等利用費負担 対象額(①-②)	④同左に対する要交付金額 (③×1/2)		
国立 以外	1 認定こども園					
	2 幼稚園					
	3 特別支援学校					
	4 認可外保育施設					
	5 預かり保育事業					
	(1) 私学助成					
	(2) 一時預かり保育(幼稚園型Ⅰ)					
	(3) 幼稚園長時間預かり					
	(4) 自主事業(公立幼稚園預かり保育)					
	自主事業(公立幼稚園預かり保育を除く)					
	6 一時預かり事業					
	7 病児保育事業					
	8 子育て援助活動支援事業					
	合計					

県費負担金			
変更後県費負担金所要額	⑧既交付決定額	⑨差引変更分所要額 (⑦-⑧)	変更後 年間延べ人数(人)
⑦③施設等利用費負担対象 額に対する要県費負担金額 (③×1/4)			

※①事業総額、②国庫負担対象外事業及び③施設等利用費負担対象額は、それぞれの施設、事業分類ごとに算出すること。  
※合計額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。なお、④要交付金額及び⑦要県費負担金額は、合計額に合うようそれぞれの施設、事業分類ごとに端数調整すること。

## 令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金交付決定通知書

市町村長

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第5条第1項の規定により〔（修正の場合）第5条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同規則第7条の規定により通知する。

令和 年 月 日

## 埼玉県知事

- この負担金の交付の対象となる事業の内容は、市町村が行う子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11の規定による事業（幼稚園、認定こども園及び特別支援学校にあっては、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）である。
- この負担金の額は次のとおりである。  
なお、事業の実施状況等の変動に伴い負担金の額の変更が行われるものであること。

区分	負担金
交付決定額	円

- この負担金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。
  - 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
  - 事業の執行が困難となった場合には速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
  - この負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 事業に係る実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。
- この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等の交付手続等に関する規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。



別 紙

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金調書

市町村名 \_\_\_\_\_

令和 年度埼玉県所管

(単位：円)

県			地方公共団体								備考
歳出予 算 科目	交付 決定額	補助 率	歳入			歳出					
			科目	予算現 額	収入済 額	科目	予算現額	支出済額		うち県費負 担金相当額	
うち県費負 担金相当額	うち県費負 担金相当額										

(記入要領)

- 1 「県」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した交付金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、「歳入」にあつては、款、項、目、節を、「歳出」にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「歳出」については、交付要綱第3条により算出された額を記載すること。
- 4 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 5 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

## 令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金変更交付決定通知書

市町村長

令和 年 月 日付け第 号で交付決定の通知をした令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金については、令和 年 月 日付け第 号により提出された変更交付申請に基づき、〔（修正の場合）補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第5条第3項の規定により修正のうえ、〕決定内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので、同規則第7条の規定により通知する。

令和 年 月 日

## 埼玉県知事

- この負担金の交付の対象となる事業の内容は、「令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金交付決定通知書」の各項によるものである。
- この負担金の額は次のとおりである。

区分	負担金
今回交付決定額	円
前回交付決定額	円
差引追加（減少）額	円

- この負担金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等の交付手続等に関する規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

様式第5号

令和 第 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金に係る事業  
実績報告書

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第65条第4号及び第5号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第67条第2項の規定による県費負担金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) 令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金事業実績報告書（様式第5号の付表A）
- (2) 初日利用人員及び月別集計表（様式第5号の付表B）
- (3) 歳入歳出決算書抄本
- (4) その他参考となる書類

担当課  
担当者職氏名  
電話  
Eメール



(様式第5号の付表B)

初日利用人員及び月別集計表

市町村名

(単位:人)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
国立 以外	1 認定こども園													
	2 幼稚園													
	3 特別支援学校													
	4 認可外保育施設													
	5 預かり保育事業													
	(1) 私学助成													
	(2) 一時預かり保育(幼稚園型I)													
	(3) 幼稚園長時間預かり													
	(4) 自主事業(公立幼稚園預かり保育)													
	自主事業(公立幼稚園預かり保育を除く)													
	6 一時預かり事業													
	7 病児保育事業													
	8 子育て援助活動支援事業													
	合計													

(記入要領)

本表は、各月において給付した子どもの合計人員(実績数)を記入すること。なお合計人員については、その月で1日でも利用した場合も人員に入れること。

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金交付額確定通知書

市町村長

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定した令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金については、令和 年 月 日付け第 号事業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定されたので通知する。

〔（追加交付額がある場合）交付額が次のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。〕

〔（返納額がある場合）交付額が次のとおり確定され、確定の結果超過交付となった額については、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第17条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することになったので通知する。〕

令和 年 月 日

埼玉県知事

記

区分	負担金
交付確定額	円
追加交付額	円
返納額	円

様式第7号

令和 第 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金に係る事業  
実績報告書の訂正について

令和 年 月 日付け第 号をもって提出した令和 年度子育てのための施設等  
利用給付県費負担金に係る事業実績報告について、令和 年 月 日付け第 号によ  
り交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を  
添えて再報告する。

1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。）

2 添付書類

令和 年度子育てのための施設等利用給付県費負担金事業実績報告変更内訳書  
(様式第7号の付表)

担当課  
担当者職氏名  
電話  
Eメール

